

岩手県監査委員告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により行った監査の結果を次のとおり公表する。

平成25年9月6日

岩手県監査委員 高橋 元
 岩手県監査委員 佐々木 大和
 岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
 岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象機関	監査執行年月日	担当監査委員
保健福祉部医師支援推進室	平成25年7月29日	高橋 元 伊藤 孝次郎
県南広域振興局経営企画部	平成25年7月31日	〃
県南広域振興局総務部	〃	〃
県南広域振興局総務部花巻総務センター	〃	〃
県南広域振興局総務部一関総務センター	〃	〃
県南広域振興局県税部	〃	〃
県南広域振興局県税部花巻県税センター	〃	〃
県南広域振興局県税部一関県税センター	〃	〃
県南広域振興局保健福祉環境部	〃	〃
県南広域振興局保健福祉環境部一関保健福祉環境センター	平成25年7月18日	〃
県南広域振興局農政部	平成25年7月31日	〃
県南広域振興局農政部遠野農林振興センター	平成25年7月18日	工藤 洋子
県南広域振興局農政部一関農林振興センター	平成25年7月17日	高橋 元 伊藤 孝次郎
県南広域振興局農政部一関農村整備センター	〃	〃
県南広域振興局林務部	平成25年7月31日	〃
県南広域振興局土木部	平成25年7月30日	〃
県南広域振興局土木部遠野土木センター	平成25年7月18日	工藤 洋子
県南広域振興局土木部一関土木センター	平成25年7月30日	高橋 元 伊藤 孝次郎
県南広域振興局土木部千厩土木センター	平成25年7月17日	〃
沿岸広域振興局経営企画部	平成25年7月31日	佐々木 大和 工藤 洋子
沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター	平成25年7月26日	高橋 元 伊藤 孝次郎
沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター	平成25年7月30日	佐々木 大和 工藤 洋子
沿岸広域振興局保健福祉環境部	平成25年7月31日	〃
沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター	平成25年7月26日	高橋 元 伊藤 孝次郎
沿岸広域振興局保健福祉環境部大船渡保健福祉環境センター	平成25年7月30日	佐々木 大和 工藤 洋子
沿岸広域振興局農林部	平成25年7月31日	〃
沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター	平成25年7月25日	高橋 元 伊藤 孝次郎
沿岸広域振興局農林部大船渡農林振興センター	平成25年7月17日	工藤 洋子
沿岸広域振興局水産部	平成25年7月30日	佐々木 大和 工藤 洋子
沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター	平成25年7月25日	高橋 元 伊藤 孝次郎
沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター	平成25年7月17日	工藤 洋子

沿岸広域振興局土木部	平成25年7月31日	佐々木 大 和	工 藤 洋 子
沿岸広域振興局土木部宮古土木センター	平成25年7月26日	高 橋 元	伊 藤 孝次郎
沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター	〃	〃	〃
沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター	平成25年7月30日	佐々木 大 和	工 藤 洋 子
県北広域振興局経営企画部	平成25年7月26日	〃	〃
県北広域振興局保健福祉環境部	〃	〃	〃
県北広域振興局農政部	平成25年7月25日	〃	〃
県北広域振興局林務部	〃	〃	〃
県北広域振興局水産部	〃	〃	〃
県北広域振興局土木部	〃	〃	〃
岩手県奥州保健所	平成25年7月31日	高 橋 元	伊 藤 孝次郎
岩手県一関保健所	平成25年7月18日	〃	〃
岩手県大船渡保健所	平成25年7月30日	佐々木 大 和	工 藤 洋 子
岩手県釜石保健所	平成25年7月31日	〃	〃
岩手県宮古保健所	平成25年7月26日	高 橋 元	伊 藤 孝次郎
岩手県久慈保健所	〃	佐々木 大 和	工 藤 洋 子
岩手県県南家畜保健衛生所	平成25年7月30日	高 橋 元	伊 藤 孝次郎
奥州農業改良普及センター	平成25年7月31日	〃	〃
一関農業改良普及センター	平成25年7月17日	〃	〃
大船渡農業改良普及センター	〃	工 藤 洋 子	〃
宮古農業改良普及センター	平成25年7月25日	高 橋 元	伊 藤 孝次郎
久慈農業改良普及センター	〃	佐々木 大 和	工 藤 洋 子
岩手県水沢警察署	平成25年7月30日	高 橋 元	伊 藤 孝次郎
岩手県宮古警察署	平成25年7月11日	伊 藤 孝次郎	〃
岩手県久慈警察署	平成25年7月10日	〃	〃

2 監査の結果 以上の機関については、おおむね良好と認められる。なお、次の機関について、留意改善を要する事項は(1)のとおりであり、意見を付する事項は(2)のとおりである。

(1) 留意改善を要する事項

- ア 保健福祉部医師支援推進室 旅費及び使用料の支出に当たり、事業完了後相当期間経過してから支出しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。
- イ 県南広域振興局総務部一関総務センター 赴任旅費の支出に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、57,392円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- ウ 県南広域振興局農政部一関農林振興センター 委託業務の執行に当たり、委託期間終了後に変更契約しているものが2件あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- エ 県南広域振興局土木部遠野土木センター 凍結防止剤の管理に当たり、管理方法が不適切なものが9件、2,234,505円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- オ 県南広域振興局土木部一関土木センター 道路占用料の徴収に当たり、相当期間経過してから調定しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。
- カ 沿岸広域振興局経営企画部 行政財産使用料及び公舎料の徴収に当たり、調定を行っていないものが13件、41,720円、著しく遅れて調定しているものが2件、106,860円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

なお、前年度の監査の結果、同様の事例について注意したにもかかわらず、改善が認められなかったものであることから、組織的なチェック体制を再構築するなど、有効な対策を講じられたい。

キ 沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター 過誤納還付金一年経過未払金の支出手続を行っていないものが8件、101,900円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

ク 沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター 平成24年度軽費老人ホーム事務費補助金の概算払に当たり、交付すべき額より多く支出したものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。

ケ 沿岸広域振興局農林部大船渡農林振興センター 赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、56,500円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

コ 沿岸広域振興局水産部 赴任旅費の支給に当たり、支給していないものが1件、6,512円、扶養親族の年齢及び移転を証明する書類を添付せずに支給しているものが3件、84,944円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

なお、前年度の監査の結果、指摘事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであることから、組織的なチェック体制を再構築するなど、有効な対策を講じられたい。

サ 沿岸広域振興局土木部

(ア) 行政財産使用料、河川占用料及び港湾施設占用料の調定に当たり、相当期間経過してから調定しているものが5件、268,445円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(イ) 需用費の支出に当たり、履行確認後相当期間経過してから支出しているものが1件、81,523円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(ウ) 県営住宅退去に伴う敷金の還付に当たり、退去完了検査後年度を超えて還付しているものが2件、102,845円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(エ) 凍結防止剤の管理に当たり、管理方法が不適切なものが4件、1,956,727円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(オ) 工作物の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。

なお、留意改善を要する事項が多数に及んでおり、また、前年度の監査の結果、指摘事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものもあることから、組織的なチェック体制を再構築するなど、有効な対策を講じられたい。

シ 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター 需用費及び役務費の支出に当たり、履行確認後相当期間経過してから支出しているものが2件、26,980円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

なお、前年度の監査の結果、同様の事例について注意したにもかかわらず、改善が認められなかったものであることから、組織的なチェック体制を再構築するなど、有効な対策を講じられたい。

ス 県北広域振興局農政部 報償費の支出に当たり、履行確認後相当期間経過してから支出しているものが1件、70,200円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

セ 岩手県宮古警察署 契約保証金の違約金への充当に当たり、債権確定後相当期間遅れて調定していたものが1件、69,378円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 意見を付する事項

沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター 山田町の緊急雇用創出事業において、事業目的に合致しない補助対象外とされた多額の経費が発生したことに鑑み、平成23年度の当該事業についても、平成24年度と同様の視点からの精査が望ましいものと考えられる。